

～消費者注意情報～

「格安航空券」を取扱う旅行事業者の事業廃止について**～「渋谷トラベルプラザ」に旅行の手配を依頼された方へ～**

(平成27年5月1日)

「株式会社ジャーニー(副商号:渋谷トラベルプラザ)」「(東京都知事登録旅行業第3-6707号、所在地:東京都渋谷区神南1-7-9北谷マンション303)」について、旅行業登録が抹消された旨、平成27年5月1日付で東京都産業労働局から発表がありました。

当該事業者には航空券など旅行の手配を依頼されている方は、次の点にご注意ください。

■ 出発前の方**(1) 手配した航空券等を受け取っていない方**

- ・ 事業廃止により、今後、当該事業者は航空券等を発券することはできません。
- ・ 改めて航空券等を手配する必要があります。
- ・ 支払済の旅行代金について、営業保証金による還付を受けることができます。手続きについては、都産業労働局観光部(下記)へお問い合わせください。

(2) すでに航空券等を受け取っている方

- ・ 受け取っている航空券等は有効ですが、念のため、当該航空会社に予約の確認をすることをおすすめします。

■ 航空券等を受け取らないまま、出発日が過ぎてしまった方

- ・ 支払った旅行代金が返金されていない方は、支払済の旅行代金について、営業保証金による還付を受けることができます。手続きについては、都産業労働局観光部(下記)へお問い合わせください。

営業保証金に関する問い合わせ先

東京都産業労働局観光部振興課旅行業係

03(5320)4769 受付時間 平日9時～17時(12時～13時を除く)

<http://www.gotokyo.org/jp> (東京の観光公式サイト)

※ 営業保証金制度の概要については、下記をご参照ください。

<http://www.gotokyo.org/jp/administration/inter/documents/11.pdf> (東京の観光公式サイト)

東京都消費生活総合センター

03-3235-1155(相談専用電話)